

本院は厚生労働大臣の定める施設基準として下記の届出を行っております。

令和 8年 3月 1日

| 区 分 | 届出年月日 | | | | | |
|-----------------|-------|----|---|----|---|-----|
| 情報通信機器を用いた診療 | 令和 | 6 | 年 | 12 | 月 | 1 日 |
| 地域歯科診療支援病院歯科初診料 | 平成 | 31 | 年 | 4 | 月 | 1 日 |
| 歯科外来診療医療安全対策加算2 | 令和 | 7 | 年 | 2 | 月 | 1 日 |
| 歯科外来診療感染対策加算3 | 令和 | 6 | 年 | 6 | 月 | 1 日 |
| 歯科診療特別対応連携加算 | 令和 | 4 | 年 | 4 | 月 | 1 日 |
| 特定機能病院入院基本料 | 令和 | 6 | 年 | 12 | 月 | 1 日 |
| 救急医療管理加算 | 令和 | 2 | 年 | 4 | 月 | 1 日 |
| 超急性期脳卒中加算 | 平成 | 20 | 年 | 4 | 月 | 1 日 |
| 診療録管理体制加算1 | 令和 | 6 | 年 | 10 | 月 | 1 日 |
| 医師事務作業補助体制加算1 | 令和 | 5 | 年 | 12 | 月 | 1 日 |
| 急性期看護補助体制加算 | 令和 | 7 | 年 | 2 | 月 | 1 日 |
| 看護職員夜間配置加算 | 令和 | 4 | 年 | 10 | 月 | 1 日 |
| 看護補助加算 | 令和 | 6 | 年 | 10 | 月 | 1 日 |
| 療養環境加算 | 令和 | 6 | 年 | 12 | 月 | 1 日 |

本院は厚生労働大臣の定める施設基準として下記の届出を行っております。

令和 8年 3月 1日

| 区 分 | 届出年月日 | | | | | |
|------------------------------|-------|----|---|----|---|-----|
| 重症者等療養環境特別加算 | 令和 | 7 | 年 | 3 | 月 | 1 日 |
| 無菌治療室管理加算 1 | 平成 | 24 | 年 | 4 | 月 | 1 日 |
| 放射線治療病室管理加算（治療用放射性同位元素による場合） | 令和 | 4 | 年 | 4 | 月 | 1 日 |
| 放射線治療病室管理加算（密封小線源による場合） | 令和 | 4 | 年 | 4 | 月 | 1 日 |
| 緩和ケア診療加算 | 平成 | 30 | 年 | 4 | 月 | 1 日 |
| 精神科身体合併症管理加算 | 平成 | 28 | 年 | 5 | 月 | 1 日 |
| 栄養サポートチーム加算 | 令和 | 4 | 年 | 4 | 月 | 1 日 |
| 医療安全対策加算 1 | 平成 | 18 | 年 | 4 | 月 | 1 日 |
| 感染対策向上加算 1 | 令和 | 6 | 年 | 6 | 月 | 1 日 |
| 患者サポート体制充実加算 | 平成 | 27 | 年 | 6 | 月 | 1 日 |
| 褥瘡ハイリスク患者ケア加算 | 平成 | 18 | 年 | 4 | 月 | 1 日 |
| ハイリスク妊娠管理加算 | 平成 | 20 | 年 | 4 | 月 | 1 日 |
| ハイリスク分娩管理加算 | 平成 | 22 | 年 | 5 | 月 | 1 日 |
| 後発医薬品使用体制加算 1 | 令和 | 7 | 年 | 12 | 月 | 1 日 |
| 病棟薬剤業務実施加算 1 | 令和 | 4 | 年 | 4 | 月 | 1 日 |
| データ提出加算 | 平成 | 24 | 年 | 10 | 月 | 1 日 |

本院は厚生労働大臣の定める施設基準として下記の届出を行っております。

令和 8年 3月 1日

| 区 分 | 届出年月日 | | | | |
|--|-------|----|---|----|-------|
| 入退院支援加算 | 令和 | 3 | 年 | 2 | 月 1 日 |
| せん妄ハイリスク患者ケア加算 | 令和 | 5 | 年 | 6 | 月 1 日 |
| 精神疾患診療体制加算 | 平成 | 28 | 年 | 5 | 月 1 日 |
| 地域医療体制確保加算 | 令和 | 5 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| 救命救急入院料 4 | 令和 | 7 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| 特定集中治療室管理料 1 | 令和 | 6 | 年 | 8 | 月 1 日 |
| ハイケアユニット入院医療管理料 1 | 令和 | 6 | 年 | 8 | 月 1 日 |
| 新生児特定集中治療室管理料 2 | 令和 | 7 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| 小児入院医療管理料 2 | 令和 | 6 | 年 | 12 | 月 1 日 |
| 入院時食事療養 | 平成 | 6 | 年 | 2 | 月 1 日 |
| 外来栄養食事指導料の注 3 に規定する基準 | 令和 | 4 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| 心臓ペースメーカー指導管理料の注 5 に掲げる遠隔モニタリング加算 | 令和 | 2 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| 糖尿病合併症管理料 | 平成 | 21 | 年 | 10 | 月 1 日 |
| がん性疼痛緩和指導管理料 | 平成 | 22 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| がん性疼痛緩和指導管理料の注 2 に規定する難治性がん性疼痛緩和指導管理加算 | 令和 | 6 | 年 | 6 | 月 1 日 |
| がん患者指導管理料イ | 令和 | 4 | 年 | 10 | 月 1 日 |
| がん患者指導管理料ロ | 令和 | 3 | 年 | 2 | 月 1 日 |

本院は厚生労働大臣の定める施設基準として下記の届出を行っております。

令和 8年 3月 1日

| 区 分 | 届出年月日 | | | | |
|----------------------|-------|----|---|----|-------|
| がん患者指導管理料ハ | 平成 | 26 | 年 | 9 | 月 1 日 |
| がん患者指導管理料ニ | 令和 | 2 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| 外来緩和ケア管理料 | 平成 | 30 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| 移植後患者指導管理料（臓器移植後） | 平成 | 24 | 年 | 11 | 月 1 日 |
| 移植後患者指導管理料（造血幹細胞移植後） | 平成 | 24 | 年 | 11 | 月 1 日 |
| 糖尿病透析予防指導管理料 | 平成 | 24 | 年 | 6 | 月 1 日 |
| 小児運動器疾患指導管理料 | 令和 | 2 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| 婦人科特定疾患治療管理料 | 令和 | 2 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| 腎代替療法指導管理料 | 令和 | 2 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| 一般不妊治療管理料 | 令和 | 4 | 年 | 10 | 月 1 日 |
| 生殖補助医療管理料1 | 令和 | 4 | 年 | 10 | 月 1 日 |
| 二次性骨折予防継続管理料1 | 令和 | 4 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| 二次性骨折予防継続管理料3 | 令和 | 4 | 年 | 7 | 月 1 日 |
| 下肢創傷処置管理料 | 令和 | 5 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| 院内トリアージ実施料 | 平成 | 25 | 年 | 8 | 月 1 日 |
| 外来放射線照射診療料 | 平成 | 24 | 年 | 4 | 月 1 日 |

本院は厚生労働大臣の定める施設基準として下記の届出を行っております。

令和 8年 3月 1日

| 区 分 | 届出年月日 |
|--|---------------|
| 外来腫瘍化学療法診療料1 | 令和 6年 10月 1日 |
| 連携充実加算 | 令和 4年 4月 1日 |
| 療養・就労両立支援指導料の注3に規定する相談支援加算 | 令和 6年 4月 1日 |
| がん治療連携計画策定料 | 平成 23年 6月 1日 |
| ハイリスク妊産婦連携指導料1 | 平成 30年 4月 1日 |
| ハイリスク妊産婦連携指導料2 | 令和 2年 4月 1日 |
| 肝炎インターフェロン治療計画料 | 平成 22年 4月 1日 |
| こころの連携指導料（Ⅱ） | 令和 7年 4月 1日 |
| 薬剤管理指導料 | 平成 18年 5月 1日 |
| 医療機器安全管理料1 | 平成 20年 4月 1日 |
| 医療機器安全管理料2 | 平成 20年 4月 1日 |
| 精神科退院時共同指導料1及び2 | 令和 4年 6月 1日 |
| 歯科治療時医療管理料 | 平成 20年 6月 1日 |
| 救急患者連携搬送料 | 令和 7年 4月 1日 |
| 在宅腫瘍治療電場療法指導管理料 | 平成 30年 4月 1日 |
| 持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定 | 平成 26年 4月 1日 |
| 持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合） | 令和 4年 4月 1日 |
| 遺伝学的検査の注1に規定する施設基準 | 平成 30年 10月 1日 |

本院は厚生労働大臣の定める施設基準として下記の届出を行っております。

令和 8年 3月 1日

| 区 分 | 届出年月日 |
|---|------------------|
| 染色体検査の注2に規定する施設基準 | 令和 4 年 4 月 1 月 |
| 骨髄微小残存病変量測定 | 令和 1 年 7 月 1 日 |
| BRCA1 / 2 遺伝子検査 | 令和 6 年 4 月 1 日 |
| がんゲノムプロファイリング検査 | 令和 4 年 4 月 1 日 |
| 先天性代謝異常症検査 | 令和 2 年 4 月 1 日 |
| 抗HLA抗体（スクリーニング検査）及び抗HLA抗体（抗体特異性同定検査） | 平成 31 年 2 月 1 日 |
| HPV核酸検出及びHPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定） | 平成 26 年 4 月 1 日 |
| ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2核酸検出を含まないもの） | 令和 7 年 11 月 1 日 |
| ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液） | 令和 7 年 11 月 1 日 |
| 検体検査管理加算（Ⅳ） | 平成 25 年 6 月 1 日 |
| 国際標準検査管理加算 | 令和 3 年 8 月 1 日 |
| 遺伝カウンセリング加算 | 平成 30 年 10 月 1 日 |
| 遺伝性腫瘍カウンセリング加算 | 令和 2 年 4 月 1 日 |
| 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算 | 平成 12 年 4 月 1 日 |
| 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト | 平成 24 年 4 月 1 日 |
| 胎児心エコー法 | 平成 22 年 4 月 1 日 |
| ヘッドアップティルト試験 | 平成 24 年 4 月 1 日 |
| 人工臓器検査、人工臓器療法 | 令和 1 年 6 月 1 日 |
| 長期継続頭蓋内脳波検査 | 平成 12 年 4 月 1 日 |

本院は厚生労働大臣の定める施設基準として下記の届出を行っております。

令和 8年 3月 1日

| 区 分 | 届出年月日 | | | | |
|---|-------|----|---|----|-------|
| 神経学的検査 | 令和 | 6 | 年 | 12 | 月 1 日 |
| 補聴器適合検査 | 平成 | 16 | 年 | 7 | 月 1 日 |
| 黄斑局所網膜電図 | 令和 | 2 | 年 | 6 | 月 1 日 |
| 全視野精密網膜電図 | 令和 | 2 | 年 | 6 | 月 1 日 |
| ロービジョン検査判断料 | 令和 | 4 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| 小児食物アレルギー負荷検査 | 平成 | 30 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| 内服・点滴誘発試験 | 平成 | 22 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| 前立腺針生検法(MR I 撮影及び超音波検査融合画像によるもの) | 令和 | 4 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| 経気管支凍結生検法 | 令和 | 2 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| 精密触覚機能検査 | 令和 | 2 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| 画像診断管理加算4 | 令和 | 7 | 年 | 10 | 月 1 日 |
| ポジトロン断層撮影 (アミロイドPETイメージング剤を用いた場合を除く。) | 平成 | 20 | 年 | 6 | 月 1 日 |
| ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影 (アミロイドPETイメージング剤を用いた場合を除く。) | 平成 | 20 | 年 | 6 | 月 1 日 |
| ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影 (アミロイドPETイメージング剤を用いた場合に限る。) | 令和 | 6 | 年 | 6 | 月 1 日 |
| CT撮影及びMR I 撮影 | 令和 | 7 | 年 | 3 | 月 1 日 |
| 冠動脈CT撮影加算 | 令和 | 7 | 年 | 3 | 月 1 日 |

本院は厚生労働大臣の定める施設基準として下記の届出を行っております。

令和 8年 3月 1日

| 区 分 | 届出年月日 | | | |
|---------------------------------|-------|----|---|------|
| 血流予備量比コンピューター断層撮影 | 令和 | 4 | 年 | 4月1日 |
| 外傷全身CT加算 | 平成 | 28 | 年 | 5月1日 |
| 心臓MRI撮影加算 | 令和 | 4 | 年 | 3月1日 |
| 乳房MRI撮影加算 | 令和 | 4 | 年 | 3月1日 |
| 小児鎮静下MRI撮影加算 | 令和 | 4 | 年 | 3月1日 |
| 頭部MRI撮影加算 | 令和 | 2 | 年 | 7月1日 |
| 抗悪性腫瘍剤処方管理加算 | 平成 | 22 | 年 | 5月1日 |
| 外来化学療法加算1 | 平成 | 20 | 年 | 6月1日 |
| 無菌製剤処理料 | 平成 | 18 | 年 | 5月1日 |
| 心大血管疾患リハビリテーション料（I） | 令和 | 3 | 年 | 2月1日 |
| 脳血管疾患等リハビリテーション料（I） | 平成 | 27 | 年 | 5月1日 |
| 運動器リハビリテーション料（I） | 平成 | 22 | 年 | 4月1日 |
| 呼吸器リハビリテーション料（I） | 平成 | 28 | 年 | 9月1日 |
| がん患者リハビリテーション料 | 平成 | 28 | 年 | 7月1日 |
| 歯科口腔リハビリテーション料2 | 平成 | 28 | 年 | 1月1日 |
| 通院・在宅精神療法の注4に規定する児童思春期精神科専門管理加算 | 令和 | 4 | 年 | 4月1日 |
| 通院・在宅精神療法の注8に規定する療養生活継続支援加算 | 令和 | 6 | 年 | 7月1日 |

本院は厚生労働大臣の定める施設基準として下記の届出を行っております。

令和 8年 3月 1日

| 区 分 | 届出年月日 |
|--|--------------|
| 通院・在宅精神療法の注10に規定する児童思春期支援指導加算 | 令和 7年 8月 1日 |
| 認知療法・認知行動療法1 | 平成 24年 4月 1日 |
| 抗精神病特定薬剤治療指導管理料（治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。） | 平成 24年 4月 1日 |
| 多血小板血漿処置 | 令和 7年 3月 1日 |
| 硬膜外自家血注入 | 平成 28年 4月 1日 |
| 人工腎臓 | 令和 1年 6月 1日 |
| 導入期加算3及び腎代替療法実績加算 | 令和 4年 7月 1日 |
| 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算 | 令和 5年 4月 1日 |
| 難治性高コレステロール血症に伴う重度尿蛋白を呈する糖尿病性腎症に対するLDLアフェレシス療法 | 令和 5年 6月 1日 |
| 移植後抗体関連型拒絶反応治療における血漿交換療法 | 令和 4年 4月 1日 |
| ストーマ合併症加算 | 令和 6年 6月 1日 |
| 歩行運動処置（ロボットスーツによるもの） | 平成 29年 2月 1日 |
| 手術用顕微鏡加算 | 平成 29年 7月 1日 |
| 口腔粘膜処置 | 平成 30年 4月 1日 |
| 歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算 | 令和 6年 6月 1日 |
| CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー | 平成 28年 3月 1日 |
| 歯科技工加算1及び2 | 平成 28年 8月 1日 |
| 皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算 | 平成 22年 4月 1日 |

本院は厚生労働大臣の定める施設基準として下記の届出を行っております。

令和 8年 3月 1日

| 区 分 | 届出年月日 |
|---|-----------------|
| 組織拡張器による再建手術(乳房(再建手術)の場合に限る。) | 平成 31 年 4 月 1 日 |
| 四肢・躯幹軟部悪性腫瘍手術及び骨悪性腫瘍手術の注に掲げる処理骨再建加算 | 令和 2 年 4 月 1 日 |
| 骨悪性腫瘍、類骨骨腫及び四肢軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法 | 令和 6 年 9 月 1 日 |
| 骨移植術（軟骨移植術を含む。）（自家培養軟骨移植術に限る。） | 平成 25 年 8 月 1 日 |
| 後縦靭帯骨化症手術（前方進入によるもの） | 平成 30 年 4 月 1 日 |
| 椎間板内酵素注入療法 | 令和 2 年 4 月 1 日 |
| 緊急穿頭血腫除去術 | 令和 6 年 6 月 1 日 |
| 原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算 | 平成 28 年 2 月 1 日 |
| 内視鏡下脳腫瘍生検術及び内視鏡下脳腫瘍摘出術 | 令和 5 年 4 月 1 日 |
| 脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術 | 平成 12 年 4 月 1 日 |
| 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術 | 平成 19 年 4 月 1 日 |
| 癒着性脊髄くも膜炎手術(脊髄くも膜剥離操作を行うもの) | 令和 4 年 4 月 1 日 |
| 仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術（便失禁） | 平成 27 年 6 月 1 日 |
| 角結膜悪性腫瘍切除手術 | 令和 4 年 4 月 1 日 |
| 羊膜移植術 | 平成 29 年 2 月 1 日 |
| 緑内障手術（緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの）） | 平成 26 年 4 月 1 日 |
| 緑内障手術（緑内障手術（流出路再建術(眼内法)及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術) | 令和 4 年 4 月 1 日 |

本院は厚生労働大臣の定める施設基準として下記の届出を行っております。

令和 8年 3月 1日

| 区 分 | 届出年月日 | | | | | |
|---|-------|----|---|----|---|-----|
| 緑内障手術（濾過胞再建術(needle法)） | 令和 | 4 | 年 | 4 | 月 | 1 日 |
| 網膜再建術 | 平成 | 26 | 年 | 4 | 月 | 1 日 |
| 経外耳道的内視鏡下鼓室形成術 | 令和 | 4 | 年 | 4 | 月 | 1 日 |
| 人工中耳植込術 | 平成 | 30 | 年 | 4 | 月 | 1 日 |
| 植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術 | 令和 | 4 | 年 | 4 | 月 | 1 日 |
| 耳管用補綴材挿入術 | 令和 | 7 | 年 | 12 | 月 | 1 日 |
| 鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。） | 令和 | 2 | 年 | 5 | 月 | 1 日 |
| 鏡視下喉頭悪性腫瘍手術 | 令和 | 2 | 年 | 5 | 月 | 1 日 |
| 喉頭形成手術（甲状軟骨固定用器具を用いたもの） | 令和 | 7 | 年 | 12 | 月 | 1 日 |
| 上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科）,下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科） | 平成 | 24 | 年 | 6 | 月 | 1 日 |
| 顎関節人工関節全置換術（歯科） | 令和 | 2 | 年 | 4 | 月 | 1 日 |
| 頭頸部悪性腫瘍光線力学療法 | 令和 | 6 | 年 | 11 | 月 | 1 日 |
| 頭頸部悪性腫瘍光線力学療法（歯科） | 令和 | 6 | 年 | 10 | 月 | 1 日 |
| 乳癌センチネルリンパ節生検加算1及びセンチネルリンパ節生検（併用） | 平成 | 30 | 年 | 8 | 月 | 1 日 |
| 乳癌センチネルリンパ節生検加算2及びセンチネルリンパ節生検（単独） | 平成 | 22 | 年 | 4 | 月 | 1 日 |
| ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後） | 令和 | 2 | 年 | 4 | 月 | 1 日 |

本院は厚生労働大臣の定める施設基準として下記の届出を行っております。

令和 8年 3月 1日

| 区 分 | 届出年月日 |
|--|-----------------|
| 胸腔鏡下拡大胸腺摘出術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） | 令和 4 年 12 月 1 日 |
| 胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） | 令和 4 年 12 月 1 日 |
| 胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） | 令和 4 年 12 月 1 日 |
| 気管支バルブ留置術 | 令和 6 年 6 月 1 日 |
| 胸腔鏡下肺切除術 （区域切除及び肺葉切除術又は1肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合） | 令和 6 年 6 月 1 日 |
| 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（区域切除で内視鏡手術用支援機器を用いる場合） | 令和 4 年 8 月 1 日 |
| 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（肺葉切除又は1肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合） | 令和 4 年 5 月 1 日 |
| 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（気管支形成を伴う肺切除） | 令和 4 年 4 月 1 日 |
| 胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） | 令和 6 年 4 月 1 日 |
| 縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） | 令和 6 年 4 月 1 日 |
| 内視鏡下筋層切開術 | 平成 30 年 2 月 1 日 |
| 食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、小腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、結腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、膀胱腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腔腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの） | 平成 30 年 4 月 1 日 |
| 経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの） | 令和 6 年 6 月 1 日 |
| 胸腔鏡下弁形成術 | 令和 1 年 7 月 1 日 |

本院は厚生労働大臣の定める施設基準として下記の届出を行っております。

令和 8年 3月 1日

| 区 分 | 届出年月日 | | | | |
|---|-------|------|------|-----|--|
| 胸腔鏡下弁置換術 | 令和 | 1 年 | 7 月 | 1 日 | |
| 経カテーテル弁置換術（経心尖大動脈弁置換術及び経皮的動脈弁置換術） | 令和 | 1 年 | 11 月 | 1 日 | |
| 経皮的僧帽弁クリップ術 | 令和 | 3 年 | 5 月 | 1 日 | |
| 不整脈手術 左心耳閉鎖術（胸腔鏡下によるもの） | 令和 | 4 年 | 4 月 | 1 日 | |
| 不整脈手術 左心耳閉鎖術（経カテーテル的手術によるもの） | 令和 | 2 年 | 4 月 | 1 日 | |
| 経皮的中隔心筋焼灼術 | 平成 | 18 年 | 4 月 | 1 日 | |
| ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 | 平成 | 10 年 | 4 月 | 1 日 | |
| ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー） | 平成 | 30 年 | 4 月 | 1 日 | |
| 両心室ペースメーカー移植術（心筋電極の場合）及び両心室ペースメーカー交換術（心筋電極の場合） | 令和 | 2 年 | 4 月 | 1 日 | |
| 両心室ペースメーカー移植術（経静脈電極の場合）及び両心室ペースメーカー交換術（経静脈電極の場合） | 平成 | 18 年 | 4 月 | 1 日 | |
| 植込型除細動器移植術（心筋リードを用いるもの）及び植込型除細動器交換術（心筋リードを用いるもの） | 令和 | 2 年 | 4 月 | 1 日 | |
| 植込型除細動器移植術（経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの）、 植込型除細動器交換術（その他のもの）及び経静脈電極除去術 | 平成 | 24 年 | 4 月 | 1 日 | |
| 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（心筋電極の場合）及び 両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（心筋電極の場合） | 令和 | 2 年 | 4 月 | 1 日 | |
| 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（経静脈電極の場合）及び 両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（経静脈電極の場合） | 平成 | 20 年 | 4 月 | 1 日 | |

本院は厚生労働大臣の定める施設基準として下記の届出を行っております。

令和 8年 3月 1日

| 区 分 | 届出年月日 | | | | |
|--|-------|-----|-----|----|--|
| 大動脈バルーンパンピング法（IABP法） | 平成 | 10年 | 4月 | 1日 | |
| 経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの） | 令和 | 1年 | 11月 | 1日 | |
| 補助人工心臓 | 平成 | 18年 | 4月 | 1日 | |
| 経皮的下肢動脈形成術 | 令和 | 2年 | 4月 | 1日 | |
| 腹腔鏡下リンパ節群郭清術（側方） | 令和 | 6年 | 4月 | 1日 | |
| 腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術、腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術、 腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術、腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開副腎摘出術、 腹腔鏡下小切開腎部分切除術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術、 腹腔鏡下小切開腎（尿管）悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術及び腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍 手術 | 平成 | 26年 | 4月 | 1日 | |
| 骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法 | 令和 | 7年 | 4月 | 1日 | |
| 内視鏡的逆流防止粘膜切除術 | 令和 | 4年 | 4月 | 1日 | |
| 腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの） | 令和 | 6年 | 4月 | 1日 | |
| 腹腔鏡下胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び 腹腔鏡下胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）） | 令和 | 4年 | 6月 | 1日 | |
| 腹腔鏡下噴門側胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び 腹腔鏡下噴門側胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）） | 令和 | 4年 | 6月 | 1日 | |
| 腹腔鏡下胃全摘術（単純全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び 腹腔鏡下胃全摘術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）） | 令和 | 4年 | 6月 | 1日 | |

本院は厚生労働大臣の定める施設基準として下記の届出を行っております。

令和 8年 3月 1日

| 区 分 | 届出年月日 | | | | |
|---------------------------------------|-------|----|---|----|-------|
| バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術 | 平成 | 30 | 年 | 11 | 月 1 日 |
| 腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの） | 令和 | 6 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| 胆管悪性腫瘍手術（膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うものに限る。） | 平成 | 28 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| 腹腔鏡下肝切除術 | 令和 | 3 | 年 | 8 | 月 1 日 |
| 生体部分肝移植術 | 平成 | 18 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| 腹腔鏡下膵腫瘍摘出術 | 平成 | 30 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| 腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術 | 平成 | 24 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| 腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） | 令和 | 2 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| 腹腔鏡下膵中央切除術 | 令和 | 6 | 年 | 6 | 月 1 日 |
| 腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術 | 令和 | 7 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| 腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） | 令和 | 4 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術 | 平成 | 24 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） | 令和 | 5 | 年 | 3 | 月 1 日 |
| 腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） | 平成 | 30 | 年 | 4 | 月 1 日 |

本院は厚生労働大臣の定める施設基準として下記の届出を行っております。

令和 8年 3月 1日

| 区 分 | 届出年月日 | | | | |
|---|-------|------|------|-----|--|
| 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び 腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの） | 令和 | 4 年 | 8 月 | 1 日 | |
| 腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法 | 令和 | 6 年 | 6 月 | 1 日 | |
| 腹腔鏡下腎盂形成手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） | 令和 | 2 年 | 4 月 | 1 日 | |
| 同種死体腎移植術 | 平成 | 20 年 | 9 月 | 1 日 | |
| 生体腎移植術 | 平成 | 20 年 | 4 月 | 1 日 | |
| 膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道） | 平成 | 22 年 | 4 月 | 1 日 | |
| 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） | 平成 | 30 年 | 4 月 | 1 日 | |
| 腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術 | 平成 | 26 年 | 6 月 | 1 日 | |
| 人工尿道括約筋植込・置換術 | 平成 | 27 年 | 4 月 | 1 日 | |
| 精巣温存手術 | 令和 | 6 年 | 6 月 | 1 日 | |
| 精巣内精子採取術 | 令和 | 4 年 | 10 月 | 1 日 | |
| 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの） | 平成 | 24 年 | 4 月 | 1 日 | |
| 腹腔鏡下腔式子宮全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） | 平成 | 31 年 | 1 月 | 1 日 | |
| 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合） | 平成 | 30 年 | 5 月 | 1 日 | |
| 腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術 | 令和 | 4 年 | 4 月 | 1 日 | |
| 体外式膜型人工肺管理料 | 令和 | 4 年 | 4 月 | 1 日 | |

本院は厚生労働大臣の定める施設基準として下記の届出を行っております。

令和 8年 3月 1日

| 区 分 | 届出年月日 | | | | |
|---|-------|----|---|---|-------|
| 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術 | 平成 | 26 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| 医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術 (遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮附属器腫瘍摘出術) | 令和 | 4 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| 医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術 (遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房切除術に限る。) | 令和 | 5 | 年 | 6 | 月 1 日 |
| 輸血管理料Ⅰ | 平成 | 24 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| 貯血式自己血輸血管理体制加算 | 平成 | 26 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| 自己生体組織接着剤作成術 | 平成 | 24 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| 自己クリオプレシピテート作製術 (用手法) | 平成 | 30 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| 同種クリオプレシピテート作製術 | 令和 | 2 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算 | 平成 | 24 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| 胃瘻造設時嚥下機能評価加算 | 平成 | 27 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| 歯周組織再生誘導手術 | 平成 | 20 | 年 | 6 | 月 1 日 |
| 広範囲顎骨支持型装置埋入手術 | 平成 | 24 | 年 | 4 | 月 1 日 |
| 歯根端切除手術の注3 | 平成 | 29 | 年 | 7 | 月 1 日 |
| 口腔粘膜血管腫凝固術 | 平成 | 30 | 年 | 5 | 月 1 日 |
| レーザー機器加算 | 平成 | 30 | 年 | 4 | 月 1 日 |

本院は厚生労働大臣の定める施設基準として下記の届出を行っております。

令和 8年 3月 1日

| 区 分 | 届出年月日 | | | | |
|------------------|-------|------|------|-----|--|
| 麻酔管理料（Ⅰ） | 令和 | 8 年 | 1 月 | 1 日 | |
| 麻酔管理料（Ⅱ） | 平成 | 22 年 | 4 月 | 1 日 | |
| 放射線治療専任加算 | 平成 | 14 年 | 4 月 | 1 日 | |
| 外来放射線治療加算 | 平成 | 20 年 | 4 月 | 1 日 | |
| 遠隔放射線治療計画加算 | 令和 | 6 年 | 9 月 | 1 日 | |
| 高エネルギー放射線治療 | 平成 | 18 年 | 4 月 | 1 日 | |
| 一回線量増加加算 | 令和 | 1 年 | 6 月 | 1 日 | |
| 強度変調放射線治療（IMRT） | 平成 | 23 年 | 10 月 | 1 日 | |
| 画像誘導放射線治療（IGRT） | 平成 | 30 年 | 10 月 | 1 日 | |
| 体外照射呼吸性移動対策加算 | 平成 | 24 年 | 4 月 | 1 日 | |
| 定位放射線治療 | 平成 | 17 年 | 5 月 | 1 日 | |
| 定位放射線治療呼吸性移動対策加算 | 令和 | 6 年 | 3 月 | 1 日 | |
| 画像誘導密封小線源治療加算 | 令和 | 7 年 | 3 月 | 1 日 | |
| 病理診断管理加算 2 | 平成 | 24 年 | 6 月 | 1 日 | |
| 悪性腫瘍病理組織標本加算 | 令和 | 2 年 | 4 月 | 1 日 | |

本院は厚生労働大臣の定める施設基準として下記の届出を行っております。

令和 8年 3月 1日

| 区 分 | 届出年月日 | | | | |
|---------------------|-------|-----|------|-----|--|
| クラウン・ブリッジ維持管理料 | 平成 | 8 年 | 5 月 | 1 日 | |
| 看護職員処遇改善評価料63 | 令和 | 4 年 | 10 月 | 1 日 | |
| 外来・在宅ベースアップ評価料（I） | 令和 | 6 年 | 6 月 | 1 日 | |
| 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I） | 令和 | 6 年 | 6 月 | 1 日 | |
| 入院ベースアップ評価料71 | 令和 | 6 年 | 10 月 | 1 日 | |

本院は厚生労働大臣の定める先進医療として下記の届出を行っております。

令和 8年 3月 1日

| 技 術 名 | 届出年月日 |
|---|----------------|
| <p>S-1内服投与ならびにパクリタキセル静脈内及び腹腔内投与の併用療法 膵臓がん(遠隔転移しておらず、かつ、腹膜転移を伴うものに限る。)</p> <p>S-1という抗がん薬を内服投与し、さらにパクリタキセルという抗がん薬を静脈内に投与したうえ、おなかの中（腹腔）にも直接投与する療法です。 適応となるのは、膵臓がんのうち、膵臓から離れた臓器には転移していないもの及び、がん細胞が膵臓の壁を突き破り、膵臓などのおなかの臓器を覆っている腹膜に転移しているケースです。 腹膜転移による腹水やおなかの張りなどの症状を抑え、薬物療法を続けやすくすることが期待されます。</p> | 令和 4 年 1 月 1 日 |
| <p>膜構造を用いた生理学的精子選択術</p> <p>体外受精および顕微授精の胚培養成績の向上、臨床的妊娠率・着床率の上昇、流産率の低下が期待されます。</p> | 令和 5 年 9 月 1 日 |

本院は厚生労働大臣の定める先進医療として下記の届出を行っております。

令和 8年 3月 1日

| 技 術 名 | 届出年月日 |
|--|-----------------|
| <p><u>流死産検体を用いた遺伝子検査</u></p> <p>流産・死産による胎児や絨毛の組織の染色体を、次世代シーケンサーを使って解析する検査法です。流死産の主因となる染色体数の変異等を明らかにすることで、次回の妊娠に向けた治療に役立つことが期待されます。</p> | 令和 5 年 11 月 1 日 |
| <p><u>子宮内細菌叢検査1</u></p> <p>子宮内が妊娠に適している状態かどうか細菌叢を検査する方法です。適正な環境であるかどうかを判断することで着床率、妊娠継続率の向上と、流産率の低下が期待されます。</p> | 令和 7 年 2 月 1 日 |
| <p><u>子宮内膜受容能検査1</u></p> <p>次世代シーケンサーにて子宮内膜組織に発現する236種類の遺伝子を網羅的に解析し、子宮内膜組織が胚（細胞分裂をした受精卵）の着床が可能な受容期にあるか否かを調べる検査法です。子宮内膜に着床しやすい受容期に胚を子宮に戻す（胚移植）ことで、着床率や妊娠率が改善することが期待されます。</p> | 令和 7 年 2 月 1 日 |